

平成24年度会計事務実地検査の結果

県は、地方自治法第149条第5号(会計規則第191条第1項)の規定に基づき知事が行う会計監督権の行使として実地検査を実施しているところであり、その手法は通告方式の「一般検査」と無通告方式の「特別検査」の2種類があります。

会計事務全般について一般検査を行うとともに、平成13年度からは、会計事務に起因する不祥事の未然防止と適切な会計事務処理の確保を目的に、無通告方式の特別検査を実施しています。

平成24年度における実地検査の結果については、次のとおりです。

1 検査の実施方法

(1) 検査体制

○検査期間 平成24年5月～平成25年1月
(延べ検査日数193日、延べ検査員数651名)

○検査員

出納事務局長、出納管理課長、出納管理課総括管理監、出納管理課出納審査監、
各振興局(事務所)出納課長、出納管理課職員(併任職員を含む)、各振興局(事務所)
出納課職員(計72名)

(2) 検査方法

○一般検査

通告方式で、平成24年度一般会計の予算執行に関する会計書類を対象として実施しました。また、重点項目として、委託事業及び補助事業に係る中間検査が適正に行われているかについての検査も実施しました。

○特別検査

無通告方式が有効な検査項目として現金・金券類・金庫の管理状況に特化して実施しました。

(3) 検査実施機関

一般検査については全単独地方機関に当たる148機関、一般検査(重点項目)については全機関から抽出した17機関(本庁12機関、総合庁舎内地方機関3機関、単独地方機関2機関)で実施しました。

特別検査については、全機関から抽出した78機関(本庁15機関、総合庁舎内地方機関20機関、単独地方機関43機関)で実施しました。

(※特別検査については、平成22年度～24年度で全単独地方機関を実施しました。)

2 検査方針

【一般検査】

(1) 基本方針

- 会計事務の適正な執行の確保
- 内部牽制機能の強化及び会計事務職員の資質向上

(2) 検査内容

- 会計事務全般（以下、必須項目）
 - ・現金・金券類の管理の状況（金庫の管理状況）
 - ・生産物売払による収入事務及び野帳の管理状況
 - ・物品の管理状況
 - ・前年度における巡回指導、監査指摘等の改善状況
 - ・県政再生プログラムの事実確認（(3)で詳細を記述）

(3) 事実確認の内容

県政再生プログラムの再発防止策として、下記経費について支払の根拠となる事実があるかを会計書類、現物の確認及び聴取調査により確認しました。

（単位：件数）

賃 金	旅 費	対外交流費	修繕料	備品購入費	合 計
2 5 1	2, 9 3 5	—	7 1 4	6 1 4	4, 5 1 4

確認対象及び方法は、下表のとおりです。

	対 象 機 関	方 法
ア賃 金	・単独地方機関のすべての支出	○雇用の事実確認 ・雇員台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等による確認 ・必要に応じ本人に対して面接、電話調査
イ旅 費	・単独地方機関のすべての支出	①概算払旅費のすべての支出について確認 ②精算旅費は連続しない2ヶ月分を確認 ・会議の開催通知等旅行の目的を明示する書類確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書による確認 ・必要に応じ本人に対して面接
ウ対 外 交 流 費	・単独地方機関のすべての支出	○電話により債権者に対し、開催の事実、出席者数、料理単価等の確認
エ修繕料	・単独地方機関の支出	○修繕案件が6件以上の場合は5件を抽出 ・写真又は直接現物を確認 ・必要に応じ履行確認を行った者に聞き取り調査
オ備品購 入 費	・全機関の支出	○4月以降の支出で6件以上の場合は5件を抽出 ・物品一覧表の登録状況の確認 ・当該備品の実在を確認

【一般検査（重点項目）】

(1) 基本方針

- 予算執行の適正化

(2) 検査内容

- 緊急雇用創出臨時特例基金事業及び補助事業の中間検査の実施状況

【特別検査】

(1) 基本方針

- 牽制効果又は突発事案への検査手法として実施

(2) 検査内容

- 現金・金券類の管理状況
- 金庫の管理状況

3 検査結果

【一般検査】

(1) 検査結果の概要

- 事実確認において、事実を確認できなかった事案はありませんでした。
- 指摘を受けた機関は実施機関全体の20.3%でした。
- 指摘項目別では、支出事務関係が多くなっています。

【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
知事部局	42	7	7
教育委員会	84	21	30
学校	78	20	29
その他機関	6	1	1
警察本部	22	2	2
合計	148	30	39

(単位：件)

	合計	知事部局	教育委員会		警察本部
			学校	その他機関	
1 内部牽制の状況	4	0	4	0	0
2 内部管理の状況	0	0	0	0	0
3 前回指摘事項の状況	0	0	0	0	0
4 現金・金券類の取扱い状況	7	2	4	0	1
5 財産・物品管理関係	3	1	2	0	0
6 収入事務関係	3	1	2	0	0
7 契約事務関係	1	0	1	0	0
8 補助金関係	0	0	0	0	0
9 支出事務関係 (再生プログラム関係)	21	3	16	1	1
合計	39	7	29	1	2

(2) 指摘事項 (主なもの)

①内部牽制の状況 (4件)

- ・会計書類のチェックが不十分であり、内部牽制が機能していなかった。
- ・支払事務の遅れが多数認められ、遅延利息を支払うべき事案が生じるなど、収支等命令者や出納員の会計事務に対する内部牽制が欠如していた。

②内部管理の状況（指摘無し）

③前回検査の指摘事項の状況（指摘無し）

④現金・金券類等の取扱い状況（7件）

- ・現金収入があったにも関わらず、現金出納簿に記載していなかった。
- ・現金領収証書が編綴されておらず、原符を切り離して管理していた。
- ・立替金の請求において、領収書が添付されていないものがあった。
- ・特定消耗品の受払い実績があったにも関わらず、消耗品出納簿に記載していなかった。

⑤財産・物品管理（3件）

- ・購入した備品について、物品登録が行われていなかった。
- ・不要な備品の処理において、知事の許可を得た産業廃棄物業者を選定していなかった。

⑥収入事務関係（3件）

- ・納期限後20日を経過した債権について、督促状が発付されていなかった。
- ・高等学校授業料の収入事務において、昨年度に引き続き税外収入徴収簿が記帳されていなかった。
- ・イベントにおける生産物販売において、レジスタ処理が行われていなかった。

⑦契約事務（1件）

- ・発注仕様書と異なる数量で見積書を受領し、契約を締結していた。

⑧補助金関係（指摘無し）

⑨支出事務関係（21件）

- ・事前決裁をまとめて作成するなど、事前決裁手続を大幅に遅延しているものが多数認められた。
- ・支出命令額の不足により支払遅延となった案件について、不足額の支出処理が完了するまでの間、出納員口座の残高を現金化し、所属の金庫で保管していた。
- ・多数の請求書において、請求日から1、2ヶ月後の日付で收受印を押印のうえ事務処理が行われていた。
- ・支払遅延により遅延利息を支払うべき事案があった。
- ・第1種雇員賃金において、年休取得分が支払不足となっていた。
- ・非常勤講師の報酬において、勤務日数・単価の誤りにより過払いとなっていた。
- ・宿泊旅行において、自家用車同乗にもかかわらず旅行諸費が支給されていた。
- ・旅行諸費と目的地から宿泊地間の異動に要する交通実費が重複支給されていた。
- ・旅行命令書において、到着地の入力誤りにより旅費が誤って支給されていた。
- ・県以外の主催者から旅費が支給されていたにもかかわらず、県費でも重複して支給されていた。

・修学旅行引率旅費について、支給対象外の荷物運搬料が支出されていた。

【一般検査（重点項目）】

(1) 検査結果の概要

- 指摘・指導に該当するような不適正処理は発見されませんでした。
- 事業者の不適切処理事案（改善指示）については、6機関において確認されました。

【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数	改善指示件数
知事部局	15	0	0	4
教育委員会	1	0	0	1
学 校	0	0	0	0
その他機関	1	0	0	1
警察本部	1	0	0	1
合 計	17	0	0	6

【特別検査】

(1) 検査結果の概要

- 説明のできない現金・金券類はなく、概ね適正に管理されていました。
- 指摘を受けた機関は、実施機関全体の2.6%でした。
- 指摘項目別では、現金・金券類等の取扱い状況が指摘されています。

【本庁・地方機関別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
本 庁	15	1	1
地 方 機 関	63	1	1
総合庁舎内	20	1	1
単 独	43	0	0
合 計	78	2	2

(単位：件数)

	合 計	本庁	地方機関	
			総庁内	単独
1 内部牽制の状況	0	0	0	0
2 内部管理の状況	0	0	0	0
3 現金・金券類の管理状況	2	1	1	0
合 計	2	1	1	0

(2) 指摘事項

①内部牽制の状況（指摘無し）

②内部管理の状況（指摘無し）

③現金・金券類の管理状況（2件）

- ・収入証紙が繰越されているにも関わらず、消耗品出納簿が作成されていなかった。
- ・切手、葉書を管理しているにも関わらず、消耗品出納簿に記載していなかった。

4 結果の分析及び今後の対策（検査のまとめ）

(1) 結果の分析

- 一般検査で148機関中、30機関で39件、特別検査で78機関中、2機関で2件の指摘がありました。
- 指摘機関の割合は、特別検査実施当初（平成13年度）の約8割から約2割（会計事務全般を検査した一般検査の実績）に低下しており、前年度と比較しても1割減少しました。
- 指摘内容は初歩的・単純ミスが多く、支出事務の不備が多数を占めており、その要因は収支等命令者、出納員、会計職員の会計事務に対する認識不足によるもので、決裁時のチェックで防止できるものでした。
- 会計事務実地検査における指摘件数は、全体として減少傾向にあるものの、指摘内容や原因を踏まえると、依然として内部牽制が十分に機能していない傾向が見られました。

(2) 今後の対策

上記分析結果から、単独地方機関に特化した検査指導には一定の効果が認められるため、継続して実施することとし、併せて研修や情報提供等を充実させることにより内部牽制機能の強化及び会計事務に係る職員の資質向上を図ることとします。

■ 内部牽制機能の強化（主体：出納管理課及び振興局・事務所出納課）
<ul style="list-style-type: none">○単独地方機関の会計情報を総合財務会計システムで常時監視するなどの方法により、必要に応じて随時の会計指導を実施し、誤りを未然に防止できるよう審査機能を向上する。○会計事務一般検査を全単独地方機関で実施する。○一般検査時に、会計職員の意識、運用状況をチェックし、職責意識の向上を図る。
■ 会計職員の資質向上（主体：出納管理課及び振興局・事務所出納課）
◆ 個別指導等の充実
<ul style="list-style-type: none">○一般検査時に、会計事務に不慣れな職員の配置状況に合わせ、きめ細やかな指導を実施する。 (審査中の個別事案を題材とした会計指導（OJT）、個別相談)○職員が気軽に相談できる体制(環境)を構築する。 (「出納課主催管内単位の研修会」「出納課への個別相談会」「会計アドバイザー」「ヘルプデスク」「出納管理課各係への相談」など)○地域の要望に応じた、実践に直結した研修機会を設ける。
◆ 会計情報の提供による自学自習環境の整備
<ul style="list-style-type: none">○職員が目的意識を持って研修に参加できるよう、研修計画を立案する。○職員一人一人の意識改革と職員の会計事務に対する実務能力の向上を図るための情報を、タイムリーで分かりやすく提供する。○県下全職員がどの職場にいても常時自学自習できる環境を整備する。 (最新情報の提供、eラーニングの環境整備)